

広島県告示第五百八十九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第一種五日市漁港区域内の次の区域を指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成二十年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点一五までの各点を順次結んだ線及び基点一五と基点一を結んだ線により囲まれた区域

二 点の位置（標示角度は真北方位による。）

基準点 広島市佐伯区海老山の国土地理院三等三角点「五日市」（北緯三四度二分四分

二秒九四一六、東経一三二度二分五秒四五五二、標高五三・二八メートル）

基点一 基準点から一九七度三三分五八秒の方向二五六・四一メートルの点

基点二 基点一から一六七度の方向七八メートルの点

基点三 基点二から一七二度の方向八六メートルの点

基点四 基点三から二四三度の方向八六メートルの点

基点五 基点四から二四九度の方向一一四メートルの点

基点六 基点五から二五五度の方向六六メートルの点

基点七 基点六から二六〇度の方向一三〇メートルの点

基点八 基点七から三〇七度の方向一一メートルの点

基点九 基点八から三〇五度の方向二九メートルの点

基点一〇 基点九から三五〇度の方向八九メートルの点

基点一一 基点一〇から二六〇度の方向六五七メートルの点

基点一二 基点一一から二八九度の方向四七メートルの点

基点一三 基点一二から一四三度の方向三九九メートルの点

基点一四 基点一三から六六度の方向一〇四七メートルの点

基点一五 基点一四から三三六度の方向一三七メートルの点

三 指定物件

船舶

四 指定する日

平成二十年七月一日